

# ニュース学童保育

=私たちの活動 4つの柱=  
 \* 制度化と指導員の身分保障  
 \* 専門性と仕事の確立  
 \* 父母と共に学童保育運動の発展  
 \* 全国の指導員との団結と連帯

# 「改善政策要求」に基づく実施を求める 厚生労働省交渉

全国学童保育部会役員

は、1月24日に厚生労働省交渉を行い、基準の緩和に反対するとともに、基準・制度が未だ低い水準であり、「学童保育の改善政策要求」を反映した実施になるように迫っていきましました。

## 基準の条文は変わっていない

基準について厚生労働省が回答した内容は以下のとおりです。

○ 「従うべき基準」は「参酌すべき基準」になるが、条文そのものは一切変えていない。

○ 基準がなくなるというような言われ方がされているが、それは違う。「指導員の一人配置」



全国の実態、今後の制度設計等を要請する部会役員（厚生労働省にて）。

「資格者がいないよう」ということにはない。○ どのような要綱にするか、法律の改正時期も、いまだ不明。変わるとしたら、2020年度以降。

また、来年度予算案は、補助単価、キャリアアップ処遇改善、しょうがい児受け入れ加算の増額で組

んでいる。

詳細は、3月の全国課長会議になる、とのことでした。

私たちの、処遇改善の費用を補助単価に組み入れて、すべて

ての学童保育所に行き渡

るようにはどうか、

の提案について、厚生労働省

は指導員の待遇改善に確

実に使われるようにして

ほしい。補助金が上がつ

た分、保育料の減額に使

## 高橋議員(共産党)議員に要請

交渉の翌日25日には、衆議院厚生労働委員の高橋ちづこ議員との懇談を行いました。

部会から、指導員の待遇改善が必要であることを強く要請しました。

愛知、岐阜、北海道の自治体施策の資料を提示し、一日3~4時間の非正規しかない自治体が多数を占めており、処遇改善の補助金がほとんど使われていない実態を発言しました。

高橋議員もこうした実態に驚き、基準の緩和に危機感を示しました。



「改善政策要求」の内容も説明し、制度のさらなる引き上げを訴えました。

わかれては、意味がなくなる、財務省も同じ考えだと回答。

それについて部会は、

指導員の身分が明確になっていないことの問題であり、「改善政策要求」の

8時間労働の指導員、施設長、調理員など、役割に応じた職員配置と人件費単価を明確にすべきと要求していきましました。(部会役員 田村一志)